

給付 1 3

交通事故など第三者による行為でケガや病気をしたとき

『第三者の行為による傷病届』

交通事故など第三者による行為でケガや病気をしたときは、医療費や生活費など全ての費用を加害者（自動車保険）が負担することが原則ですが、取りあえず健康保険で治療を受けたいとき。

○ 自動車事故にあった場合は、下記事項を確認してください。

- ・ 加害者の確認（住所・氏名・電話番号など）
- ・ 強制保険・任意保険の確認（保険会社名・証明書番号など）
- ・ 事故の大小に拘らず警察への届出
- ・ 医師の診断
- ・ 事故状況の記録

健康保険で治療を受けた場合は、健康保険の給付分については被害者がもっている損害賠償請求権を健保組合が取得し、健保組合が直接、加害者（自動車保険）に請求することとなります。

【手続き】

- ・ 交通事故などにあつた場合、まず下記連絡先へ電話でご一報ください。

※第三者の行為によりケガや病気をした時の業務をガリバー・インターナショナル株式会社に委託しています。

<委託先>

会社名： ガリバー・インターナショナル株式会社
電話： 求償係直通：03-3527-3728
営業時間： 9：30～17：30（土日祝日を除く）

- ・ 事故発生後できるだけ早く、第三者の行為による傷病届（委託先より送付します）、交通事故証明書などを提出してください。